

# 島根県建設工事等事務処理規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

**第1条** 島根県農林水産部及び土木部の所管する建設工事並びに測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の執行に係る事務処理の手続きについては、法令その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (用語の定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。
- 二 測量等業務 測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務をいう。
- 三 本庁主務課 島根県行政組織規則（平成15年島根県規則第30号。以下「行政組織規則」という。）第12条第1項に規定する農林水産部又は土木部の課をいう。
- 四 地方機関 行政組織規則第17条に規定する次の機関をいう。
  - イ 農林水産部においては、隠岐支庁（農林水産局に限る。以下同じ。）及び農林水産部の主管に関する機関。
  - ロ 土木部においては、隠岐支庁（県土整備局に限る。以下同じ。）及び土木部の主管に関する機関。
- 五 所長 次の地方機関の長をいう。
  - イ 農林水産部においては、前号イの地方機関の長をいう。
  - ロ 土木部においては、前号ロの地方機関の長をいう。
- 六 事業所長等 行政組織規則第68条に規定する事業所長及び同規則第17条に規定する事業部の長及び出張所長をいう。
- 七 指名審査会 島根県建設工事入札参加者等選定要領（平成5年11月1日管発第425号土木部長通知。以下「選定要領」という。）第8条の規定による入札参加者指名審査会をいう。
- 八 入札執行者 島根県建設工事等入札執行要領（平成7年3月27日管発第753号土木部長通知。以下「入札執行要領」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- 九 契約担当者 知事及びその委任を受けて売買、賃借、請負その他の契約を締結する者をいう。（建設工事等の執行区分）

**第3条** 農林水産部及び土木部並びに隠岐支庁において執行する建設工事等は、国庫補助事業及び県単独事業とに区分して執行しなければならない。

### (補助事業)

- 第4条** 本庁主務課長は、国庫補助事業に係る内定通知を受けたときは、所長に通知しなければならない。
- 2 前項の内定通知を受けた所長は、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第5条に基づく補助金等の交付の申請書に添付する設計図書を本庁主務課長に提出しなければならない。この場合における設計図書の提出部数等については、別に定めるところによる。
  - 3 本庁主務課長は、国庫補助事業については、適正化法第5条の規定に基づき補助金等の交付申請を関係省庁に行い、同法第6条第1項の規定に基づく補助金等の交付の決定通知を受けてから執行しなければならない。
  - 4 本庁主務課長は、前項の交付の決定通知に基づく割当結果を所長に通知しなければならない。
  - 5 所長は、前項の割当結果の通知に基づき国庫補助事業を執行しなければならない。

6 第2項から第4項の規定は、国庫補助事業に要する経費の配分の変更、事業の内容の変更、事業の中止及び廃止をする場合の手続きにこれを準用する。

(県単独事業)

**第5条** 農林水産部長又は土木部長は、所長から要望のあった県単独事業について、その内容、緊急性等を考慮して割当を決定するものとする。

2 本庁主務課長は、前項の割当結果を所長に通知しなければならない。

3 所長は、前項の割当の通知に基づき県単独事業を執行しなければならない。この場合における設計図書の取り扱いについては、別に定めるところによる。

4 所長は、県単独事業の内容を変更するときは、本庁主務課長の承認を受けなければならない。  
(建設工事等の執行計画)

**第6条** 所長は、国庫補助事業に係る内定通知又は県単独事業に係る割当の通知を受けたときは、当該建設工事等の執行計画をたてなければならない。

2 所長は、前項の建設工事等の執行計画をたてたときは、工事執行計画表を作成しなければならない。なお、本庁主務課長の要請があったときは、その写しを提出するものとする。

3 農林水産総務課長及び土木総務課長並びに所長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「入札契約適正化令」という。）第5条及び第6条の規定が適用される建設工事については、別に定めるところにより、発注の見通しに関する事項を公表しなければならない。

(予算令達及び執行状況報告)

**第7条** 建設工事等の執行に係る予算の令達は、島根県予算規則（昭和39年島根県規則第66号）に定めるところによる。

2 所長は、別に定めるところにより、毎月末の予算の執行状況を、翌月5日までに報告しなければならない。

3 所長は、島根県資金計画策定要綱（平成14年2月28日審発第48号出納長通知）に基づく翌月分の資金計画表を、別途指定された期日までに農林水産総務課長又は土木総務課長に提出しなければならない。

## 第2章 地方機関において起工決定する建設工事等

(起工)

**第8条** 地方機関において、決裁規則第10条及び第11条の規定に基づく所長及び事業所長等（以下「所長等」という。）の専決に係る建設工事等（以下「所長専決工事等」という。）を執行しようとするときは、工事等執行時に設計図書を添えて所長等の決裁を受けなければならない。

(建設工事等の変更)

**第9条** 地方機関において起工した所長専決工事等について変更する必要が生じたときは、工事等執行の変更時に変更設計図書を添えて、所長等の決裁を受けなければならない。

(予定価格及び最低制限価格の決定)

**第10条** 所長等は、所長専決工事等の予定価格及び最低制限価格を決定したときは、予定価格調書を作成し、予定価格調書用封筒に納め、封印しなければならない。

2 入札執行者は、入札を執行するまで予定価格調書を設計図書とともに厳重に保管しなければならない。

(入札参加者の決定)

**第11条** 所長専決工事等に係る指名競争入札に参加させる者（以下「入札参加者」という。）及び随意契約による契約の相手方の決定に必要な調査及び審査は、選定要領に定める農林水産部地方機関審査会（以下「農林水産部地方機関審査会」という。）又は土木部地方機関審査会（以下「土木部地方機関審査会」という。）において行う。この場合、随意契約による契約の相手方を決定したときは、随意契約選定調書を作成しなければならない。

2 農林水産部地方機関審査会及び土木部地方機関審査会の組織及び運営については、選定要領に定めるところによる。

(指名調書等)

**第12条** 所長等は、所長専決工事等に係る入札参加者指名調書を作成し、入札参加者指名調書封筒に納め、封印し、入札執行に必要なときまで厳重に保管しなければならない。

2 入札参加者指名調書の記載方法は、別に定めるところによる。

3 入札参加者の公表については、別に定めるところによる。

4 所長は、入札契約適正化令第7条第2項の規定が適用される建設工事については、別に定めるところにより、入札参加者を指名した理由及び随意契約の相手方を選定した理由を公表しなければならない。

### 第3章 本庁において起工決定する建設工事等

(起工の上申)

**第13条** 所長は、決裁規則第3条から第5条に規定する知事、農林水産部長、土木部長又は本庁主務課長の決裁に係る建設工事等(以下「本庁決定工事等」という。)について執行する場合は、起工上申書に設計図書を添えて、本庁主務課に提出しなければならない。

2 前項の規定により起工上申等の提出を受けた本庁主務課長は、決裁規則に規定する決裁区分に基づき起工決定書の決裁を受けなければならない。

(上申の変更)

**第14条** 所長は、本庁決定工事等について変更する必要が生じたときは、変更上申書に変更設計図書を添えて、本庁主務課に提出しなければならない。ただし、決裁規則(別表第4)の規定により所長が変更決定できるものについては、この限りではない。

2 前項の変更上申書の提出を受けた本庁主務課長は、決裁規則に規定する決裁区分に基づき変更決定書の決裁を受けなければならない。

(予定価格及び調査基準価格の決定)

**第15条** 予定価格及び調査基準価格の決定については、決裁規則に規定する決裁区分により決裁を行なう者が設計図書等に基づき予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格を定め、予定価格調書を作成し、予定価格調書用封筒に封印しなければならない。

2 入札執行者は、入札を執行するまで予定価格調書を設計図書とともに厳重に保管しなければならない。

(入札参加者の指名の推薦)

**第16条** 所長は、本庁において起工決定する測量等業務に係る起工上申書を提出する場合は、農林水産部地方機関審査会又は土木部地方機関審査会において入札参加者を選考し、入札参加者指名推薦調書を作成し、入札参加者指名推薦用封筒に納め封印し、これを本庁主務課に提出しなければならない。ただし、一般競争入札等に係る建設工事等の取扱は、別に定めるところによる。

2 入札参加者指名推薦調書の記載方法は、別に定めるところによる。

3 本庁主務課長は、第1項の指名推薦調書の提出を受けたときは、本庁主務課に置かれる指名審査会の審査を経て農林水産部又は土木部に置かれる指名審査会へ提案してその審査を受けた後、決裁規則に定める決裁区分に基づき入札参加者の決定を受けなければならない。

4 入札参加者の公表については、別に定めるところによる。

5 第1項及び第3項の規定は、本庁決定工事等について随意契約の方法により契約の相手方を決定する場合において、これを準用する。

6 本庁主務課及び農林水産部並びに土木部に置かれる指名審査会の組織及び運営については、選定要領に定めるところによる。

7 農林水産総務課長又は土木総務課長は、入札契約適正化令第7条第2項の規定が適用される建設工事については、別に定めるところにより、随意契約の相手方を選定した理由を公表しなければ

ならない。

(契約に関する行為の委任)

**第17条** 本庁主務課長は、起工の上申に基づき決裁を受けた建設工事等のうち、契約に関する行為を部局の長に委任する規則(昭和31年島根県規則第15号。以下「委任規則」という。)の規定により契約の締結に関する行為が所長に委任されるものについては、起工決定書(様式第21号)に設計図書、予定価格調書及び指名調書を添えて所長に送付しなければならない。

- 2 本庁主務課長は、前項以外の本庁決定工事等の入札の執行及び契約の締結をする場合は、その手続きについて農林水産総務課長又は土木総務課長に依頼しなければならない。
- 3 前2項の規定は、工事等を変更し執行する場合の取扱について準用する。

**第4章 入札の執行及び契約の締結**

(入札執行前の措置)

**第18条** 入札は、用地取得の協議その他建設工事等の着手に必要な措置を講じてからでなければ執行してはならない。

- 2 前項の用地取得については、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う用地事務取扱要領(平成19年3月30日訓用第668号)による。

(仕様書の閲覧)

**第19条** 入札を執行する場合は、仕様書を閲覧に付きなければならない。

- 2 所長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年島根県条例第40号。以下「議会の議決を要する契約に関する条例」という。)第2条の規定に基づく議会の議決に付すべき契約にかかる建設工事にあっては、仕様書を設計図書とともに2部作成し、うち1部を本庁主務課長に送付しなければならない。

(入札の執行)

**第20条** 入札の執行については、各種入札執行要領の定めるところによる。

(契約の締結及び変更等)

**第21条** 契約担当者は、建設工事等の契約を締結しようとするときは、会計規則(昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。)第68条の規定により契約書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定による契約書の書式は、別に定めるところによる。
- 3 契約担当者は、議会の議決を要する契約に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、会計規則第68条の3に規定する仮契約書を作成しなければならない。仮契約書の書式は、別に定めるところによる。
- 4 建設工事等の内容等を変更するときは、別に定めるところにより、受注者の現場代理人と設計内容の協議をしなければならない。
- 5 建設工事等の契約を変更するときは、変更協議書により受注者と協議をしなければならない。
- 6 所長等は、必要があると認めるときは、書面をもって建設工事等の受注者に通知し、建設工事等の全部若しくは一部の施行を一時中止させることができる。また、建設工事等の施行の中止を解除する場合は、解除通知をしなければならない。この場合にあって工期に変更が生じる場合は、変更契約を締結しなければならない。
- 7 変更契約書の書式は、別に定めるところによる。

(契約約款による提出書類)

**第22条** 所長等は、建設工事の契約を締結したときは、受注者に工程表、工事着手届、現場代理人届及び専任の主任(専門)技術者届を契約締結後7日以内に提出させなければならない。工程の変更があったときは変更工程表を、現場代理人又は専任の主任(専門)技術者の変更があったときは変更届を、それぞれ変更があった日から7日以内に提出させなければならない。工程表及び変更工程表の書式は、別に定めるところによる。

- 2 受注者が当該建設工事等に関し次の各号の一に該当するときは、事由の生じた日から7日以内に

施工体制台帳及び施工体系図の写し等を提出させなければならない。なお、下請契約をしないことを決定したときは、速やかにその旨を報告させなければならない。

- 一 下請負契約を締結したとき
- 二 施工体制台帳または施工体系図の記載事項に変更があったとき
- 3 前項の規定により提出する施工体制台帳及び施工体系図の写し等の取扱いについては、別に定めるところによる。
- 4 所長等は、測量等業務の委託契約を締結したときは、別に定めるところにより、受注者に業務工程表、管理（主任）技術者に関する通知書及び経歴書、照査技術者に関する通知書及び経歴書（設計図書で定めた場合に限る）を契約締結後7日以内に提出させなければならない。工程の変更があったときは変更工程表を、管理（主任）技術者又は照査技術者の変更があったときは変更通知書を、それぞれ変更があった日から7日以内に提出させなければならない。

（入札結果等の公表）

#### **第23条 建設工事等の入札結果等の公表**については、別に定めるところによる。

- 2 入札契約適正化令第7条第2項の規定が適用される建設工事については、別に定めるところにより、契約の内容等を公表しなければならない。

### 第5章 監督職員

（監督員の任命）

#### **第24条** 所長等は、会計規則第70条の規定により、建設工事等の適正、かつ円滑な施行を図るために、監督職員を任命しなければならない。

- 2 監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、その取扱い及び職務については、別に定めるところによる。
- 3 所長等は、監督職員を任命したときは、当該建設工事等の受注者に通知しなければならない。なお、この通知は、仕様書の監督職員欄に職名、氏名を記載して受注者に交付する方法により行うことができる。また、監督職員を変更したときは、監督職員変更通知書（様式第31号）により受注者に通知しなければならない。

### 第6章 工程審議会

（工程審議会）

#### **第25条** 建設工事を計画的に執行するため、地方機関に工程審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、所長及び関係職員をもって組織する。
- 3 所長等は、必要があると認めるときは、審議会に受注者、現場代理人又は主任技術者等の出席を求め、意見を徵し又は報告を求めることができる。
- 4 審議会は、概ね毎月1回定期的に開催するものとし、所長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

（審議事項）

#### **第26条** 審議会においては、工事執行計画表等により、次の事項を審議しなければならない。

- 一 工事の執行計画に関すること。
- 二 工事の進捗状況に関すること。
- 三 用地取得状況に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか工事の執行の促進に関すること。

### 第7章 検査及び引渡し

（検査及び引渡し）

#### **第27条** 所長は、建設工事の受注者から工事完成通知書が提出されたときは、別に定める検査員

指定の専決区分に従い、所長専決に係る工事については当該通知を受けた日から14日以内に竣工検査を実施し、その他の工事については当該通知を受けた日から14日以内に検査ができるように工事完成通知書を本庁主務課へ進達しなければならない。

- 2 所長は、竣工検査を実施するときは、竣工検査通知書により受注者に検査の実施を通知するものとする。
- 3 建設工事の検査は、島根県工事検査規則（昭和38年島根県規則第56号）及び同規則に基づき別に定めるところにより実施しなければならない。
- 4 所長は、検査員から工事が竣工検査に合格したことの報告を受けた後、建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。引渡を受けるときは、受注者に引渡書の提出を求めるものとし、引渡書を受領した時点で引渡しがあったものとする。
- 5 所長は、測量等業務の受注者から提出された業務完了届を受理したときは、当該通知を受理した日から10日以内に、別に定めるところにより完了確認検査を実施しなければならない。

## 第8章 災害報告等

（災害報告）

**第28条** 所長は、暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象により工事中の出来形部分、仮設物、現場に搬入した工事用材料等に損害を生じたときは、速やかに災害報告書を本庁主務課長に提出しなければならない。公共土木施設に災害が生じた場合の災害報告については、別に定めるところによる。

（応急工事）

**第29条** 所長は、公共土木施設が暴風、洪水、高潮地震その他の異常な天然現象により被災したとき、又はそのおそれがある場合において応急措置の必要があると認めるときは、最善の方法によって応急工事を施工しなければならない。

- 2 前項の規定により応急工事を施工したときは、速やかに、応急工事施工報告書を本庁主務課長に提出しなければならない。

## 第9章 その他

（工事台帳等）

**第30条** 地方機関においては、工事台帳を備えて、事業種別ごとに区分して、これを整理しなければならない。

- 2 公共土木施設災害復旧事業については、公共土木設災害復旧費国庫負担法施行規則（昭和26年建設省令10号）第13条の規定により、工事台帳等を整備しなけれならない。  
（労働災害報告）

**第31条** 所長は、発注した建設工事等において労働災害事故が発生したときは、直ちに本庁主務課長に報告しなければならない。

- 2 本庁主務課長は、前項の報告を受けたときは、その概要を技術管理課長に報告しなければならない。

（受託事業）

**第32条** この規程は、市町村からの受託事業の取扱についてこれを準用する。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。